

登録業者 各位

柏市長 太田和美

最低制限価格の改正について

日頃から、本市の入札及び契約事務について格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「建築関係建設コンサルタント業務」の最低制限価格の上限額の割合について、下記のとおり改正することとしたので、お知らせします。(色付き部分が改正箇所)

記

1 改正後の計算式の適用を開始する日

令和6年5月15日から

なお、令和6年5月14日以前に公告を行った案件については、改正前の計算式を適用します。

2 改正の内容

「柏市契約事務取扱要領」別表6（測量等の業務委託に係る最低制限価格の基準となる額）

| 業種 | 最低制限価格の算出（計算式） | 上限額 | 下限額 |
|-----------------------------|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 測量 | ①直接測量費の額 ②測量調査費の額 ③諸経費に100分の50を乗じて得た額の合計額 | 予定価格 に100 分の82 を乗じて 得た額 | 予定価格 に100 分の60 を乗じて 得た額 |
| 建築関係 建設コン サルタン ト業務 | ①直接人件費の額 ②特別経費の額 ③技術料等経費に100分の60を乗じて得た額 ④諸経費に100分の60を乗じて得た額の合計額 | 予定価格 に100 分の81 を乗じて 得た額 | 予定価格 に100 分の60 を乗じて 得た額 |
| 土木関係 建設コン サルタン ト業務 | ①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費等に100分の50を乗じて得た額 | 予定価格 に100 分の81 を乗じて | 予定価格 に100 分の60 を乗じて |

| | の合計額 | 得た額 | 得た額 |
|--|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 補償関係 建設コン サルタン ト業務 | ①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費等に100分の50を乗じて得た額 の合計額 | 予定価格 に100 分の81 を乗じて 得た額 | 予定価格 に100 分の60 を乗じて 得た額 |
| 地質調査 業務 | ①直接調査費の額 ②間接調査費に100分の90を乗じて得た額 ③解析等調査業務費に100分の80を乗じて得た額 ④諸経費に100分の50を乗じて得た額 の合計額 | 予定価格 に100 分の85 を乗じて 得た額 | 予定価格 に3分の 2を乗じ て得た額 |
| <p>※1 上述の①から④までの項目名は予定価格の内訳を指し、予定価格は消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。</p> <p>※2 上述の計算式における合計額並びに上限額及び下限額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>※3 上述の計算式における合計額が、上限額を超える場合は上限額を、下限額に満たない場合は下限額を、最低制限価格又は低入札価格調査基準額とする。</p> | | | |

3 問い合わせ先

柏市財政部契約課

電話04-7167-1121